

BSE検査対象の変更について


- 1、令和6年4月1日から、以下の**月齢区分による検査は廃止**になります。
 - ・96か月齢以上の一般の死亡牛
 - ・48か月齢以上の起立不能だった死亡牛
 - ・48か月齢以上の届出伝染病と診断された死亡牛
- 2、今後は、下記①②の全ての月齢の死亡牛がBSE検査対象になります。

① BSEを疑う症状のあった死亡牛（全月齢）

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛

② 起立不能等を示していた死亡牛（全月齢）

※ 獣医師がBSE検査が必要と判断した牛。

 上記の牛については、BSE検査を行う必要がありますのでNOSAI家畜診療所、開業獣医師等に連絡をして、検案書を作成してもらってください。死亡牛処理整理票に検案書を添付する必要があります。

ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。
置賜家畜保健衛生所：電話番号0238-43-3217